

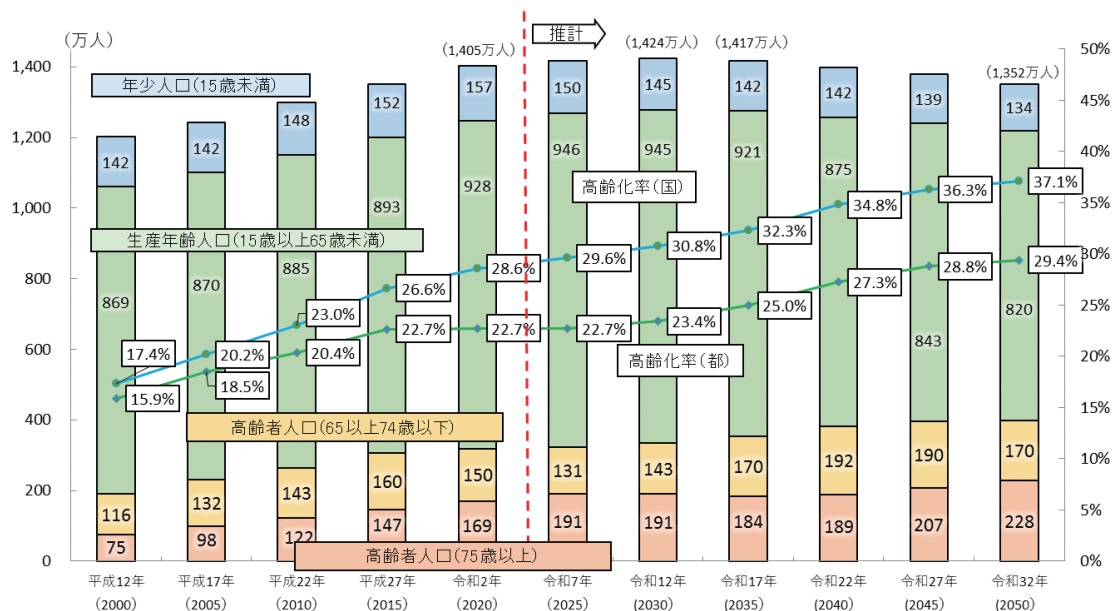
第2章 東京の高齢者を取り巻く状況

第1節 人口構造の状況

(1) 東京都の高齢者の人口推計

- 2020(令和2)年の国勢調査による都内の65歳以上の高齢者は、約319万人で、総人口に占める割合(高齢化率)は22.7%となっています。
- 高齢者人口は増加が続き、2030(令和12)年には約334万人(高齢化率23.4%)、2035(令和17)年には約354万人(高齢化率25.0%)に達し、都民の4人に1人が高齢者となり、2050(令和32)年には約398万人(高齢化率29.4%)に上ると見込まれています。

東京都の人口の推移と推計



(注) 平成12年から平成22年までの数値は年齢不詳を含まない。

(注) 1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

資料：総務省「国勢調査」[平成12年から令和2年まで]、東京都政策企画局による推計[令和7年から令和32年まで]

(2) 第1号被保険者の要介護度別認定者数の推移

- 要介護（要支援）認定者数は毎年増加していますが、要介護度別の割合に大きな変化はありません。

要介護度別認定者数の推移【東京都】

	平成12年 (2000年) 4月末	平成15年 (2003年) 4月末	平成18年 (2006年) 4月末	平成21年 (2009年) 4月末	平成24年 (2012年) 4月末	平成27年 (2015年) 4月末	平成30年 (2018年) 4月末	令和3年 (2021年) 4月末	令和4年 (2022年) 4月末	令和5年 (2023年) 4月末
合計	169,543人	284,699人	364,260人	393,674人	458,009人	534,013人	581,742人	621,165人	630,721人	640,029人
要支援	21,662人 12.8%	38,747人 13.6%	—	—	—	—	—	—	—	—
要支援1	—	—	5,470人 1.5%	52,541人 13.3%	64,063人 14.0%	83,659人 15.7%	90,327人 15.5%	96,632人 15.6%	96,787人 15.3%	98,042人 15.3%
要支援2	—	—	4,325人 1.2%	51,256人 13.0%	58,273人 12.7%	67,913人 12.7%	74,871人 12.9%	79,928人 12.9%	79,564人 12.6%	81,015人 12.7%
経過的要介護	—	—	54,632人 15.0%	—	—	—	—	—	—	—
要介護1	41,827人 24.7%	82,891人 29.1%	110,655人 30.4%	62,154人 15.8%	80,764人 17.6%	104,592人 19.6%	116,879人 20.1%	127,672人 20.6%	132,042人 20.9%	134,108人 21.0%
要介護2	30,810人 18.2%	54,723人 19.2%	54,737人 15.0%	68,929人 17.5%	81,590人 17.8%	91,069人 17.1%	98,050人 16.9%	103,088人 16.6%	103,023人 16.3%	103,674人 16.2%
要介護3	25,601人 15.1%	38,224人 13.4%	47,974人 13.2%	62,391人 15.8%	60,387人 13.2%	66,901人 12.5%	73,629人 12.7%	79,689人 12.8%	81,575人 12.9%	82,477人 12.9%
要介護4	27,193人 16.0%	36,161人 12.7%	46,574人 12.8%	51,525人 13.1%	57,908人 12.6%	63,521人 11.9%	70,579人 12.1%	78,083人 12.6%	81,658人 12.9%	83,239人 13.0%
要介護5	22,450人 13.2%	33,953人 11.9%	39,893人 11.0%	44,878人 11.4%	55,024人 12.0%	56,358人 10.6%	57,407人 9.9%	56,073人 9.0%	56,072人 8.9%	57,474人 9.0%

(注) 経過的要介護：2006（平成18）年度における介護保険制度の改正により、2005（平成17）年度までの「要支援」は「要支援1」に、「要介護1」は「要支援2」及び「要介護1」になり、細分化された。これに伴って、改正前に受給可能とされていたサービスと新制度において受給可能なサービスとに差が生じる利用者が発生したため、段階的に新制度へと移行するために設けられた区分である。基本的には2006（平成18）年4月時点で「要支援」の認定を受けた人が対象とされた。2005（平成17）年度までの「要支援」及び「要介護1」の割合は、それぞれ2006（平成18）年度以降の「要支援1」と「経過的要介護」及び「要支援2」と「要介護1」の割合に相当している。

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」

(3) 後期高齢者の要介護認定率と人口増加

- 後期高齢者の要介護認定率は、前期高齢者の約7倍となっています。

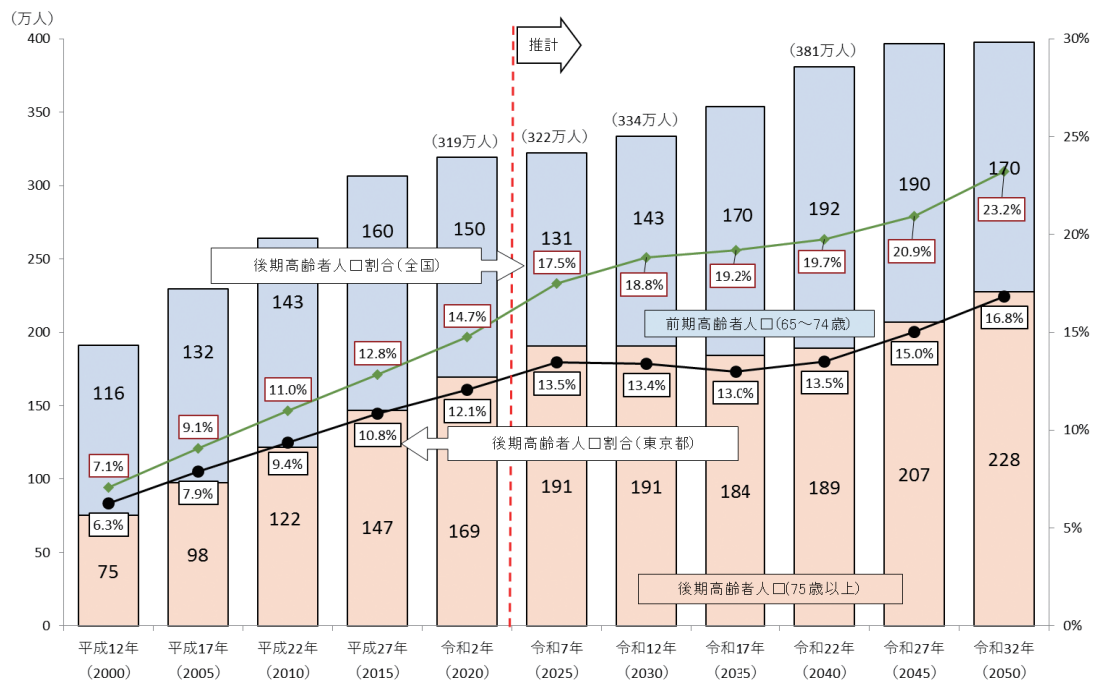
年齢別の要介護認定率

	第1号 被保険者数	要介護 (要支援) 認定者数	要介護 認定率
前期高齢者	1,384,297人	65,729人	4.7%
後期高齢者	1,768,049人	574,300人	32.5%

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（2023（令和5）年4月）

- 東京都の高齢者人口を、前期高齢者と後期高齢者とに分けてみると、2020（令和2）年には後期高齢者が前期高齢者を上回り、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025（令和7）年まで後期高齢者人口が急増します。
- しかしながら、2030（令和12）年以降は後期高齢者が減少に転じ、一方で前期高齢者が増加していき、2040（令和22）年には再び前期高齢者が後期高齢者を上回ると見込まれます。
- 後期高齢者が総人口に占める割合（後期高齢者人口割合）は、2020（令和2）年は12.1%ですが、2025（令和7）年には13.5%まで上昇すると見込まれています。

高齢者人口の推移[東京都]



（注）1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

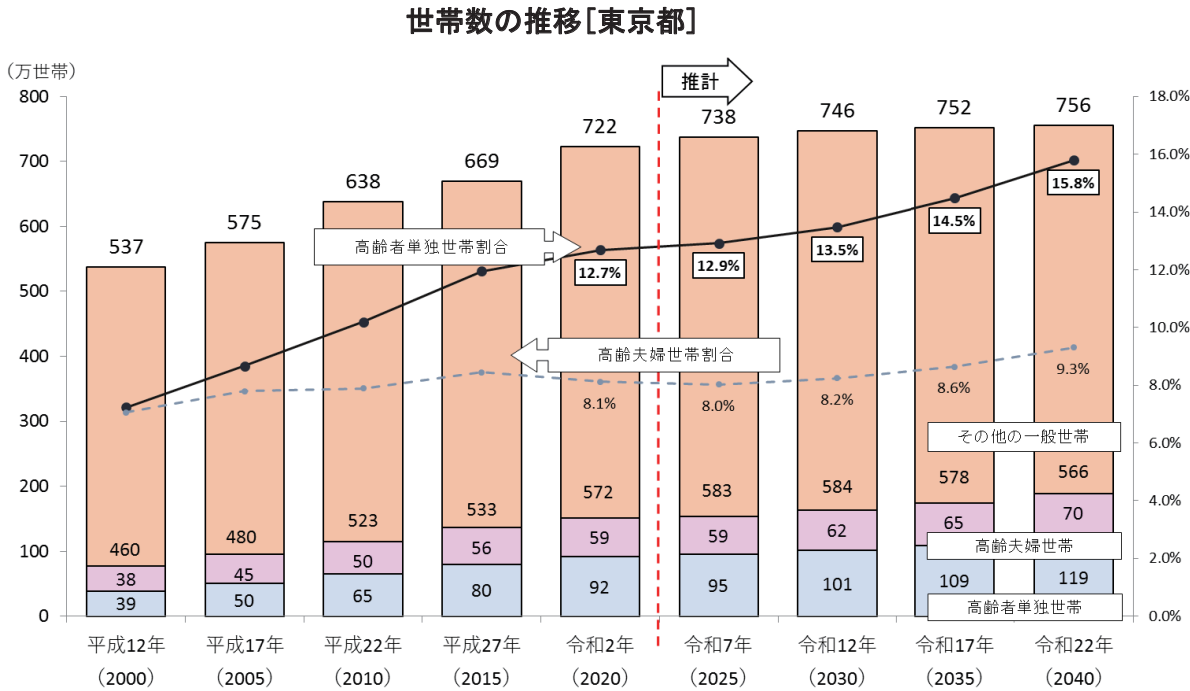
資料：総務省「国勢調査」（2000（平成12）年から2020（令和2）年まで）、東京都政策企画局による推計（2025（令和7）年から2050（令和32）年まで）

第2節 高齢者世帯の状況

(1) 単独（一人暮らし）・夫婦のみ世帯の推移

○ 2020(令和2)年の国勢調査による都内の一般世帯総数は約722万世帯で、そのうち世帯主が65歳以上で夫婦のみの世帯（高齢夫婦世帯）は約59万世帯（総世帯に占める割合は8.1%）、世帯主が65歳以上の単独世帯（高齢者単独世帯）は約92万世帯（総世帯に占める割合は12.7%）となっています。

○ 今後、東京都における高齢者のみの世帯は増加傾向が続き、とりわけ、一般世帯に占める高齢者単独世帯の割合が大幅に増えると予測されています。



(注) 1万世帯未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計値とが一致しない場合がある。

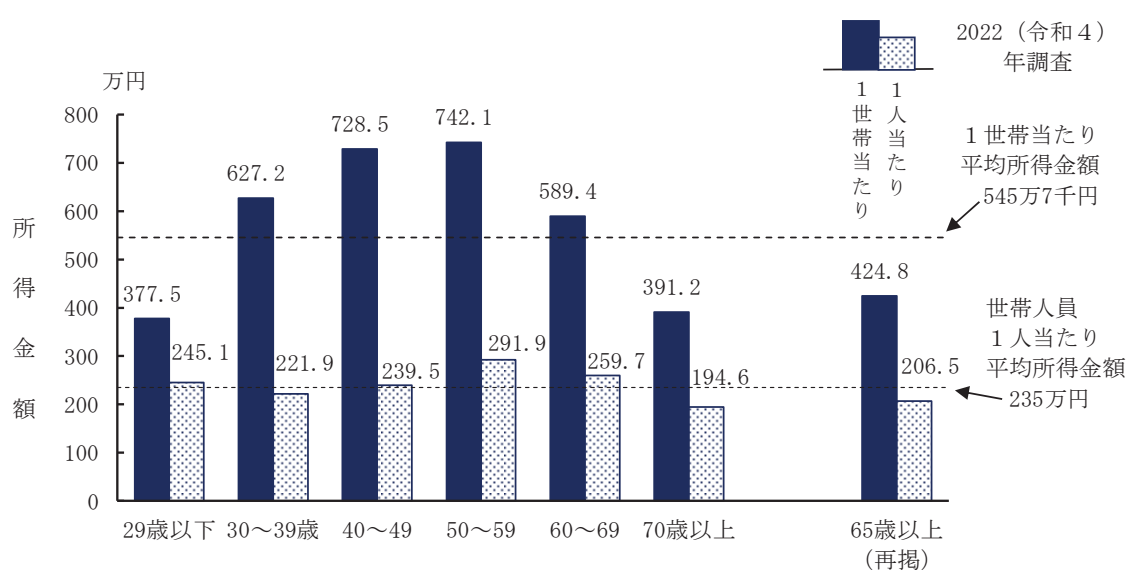
資料：総務省「国勢調査」(2000(平成12)年から2020(令和2)年まで)、東京都政策企画局による推計
(2025(令和7)年から2040(令和22)年まで)

第3節 高齢者の所得の状況

(1) 年齢階級別世帯人員1人当たりの平均所得金額

- 世帯主の年齢階級別の世帯人員1人当たりの平均所得金額を見ると、世帯主が65歳以上の世帯では、約200万円で、他の年齢層と比較して大きな差はありません。

世帯主の年齢階級別に見た1世帯当たり・世帯人員1人当たり平均所得金額（全国）



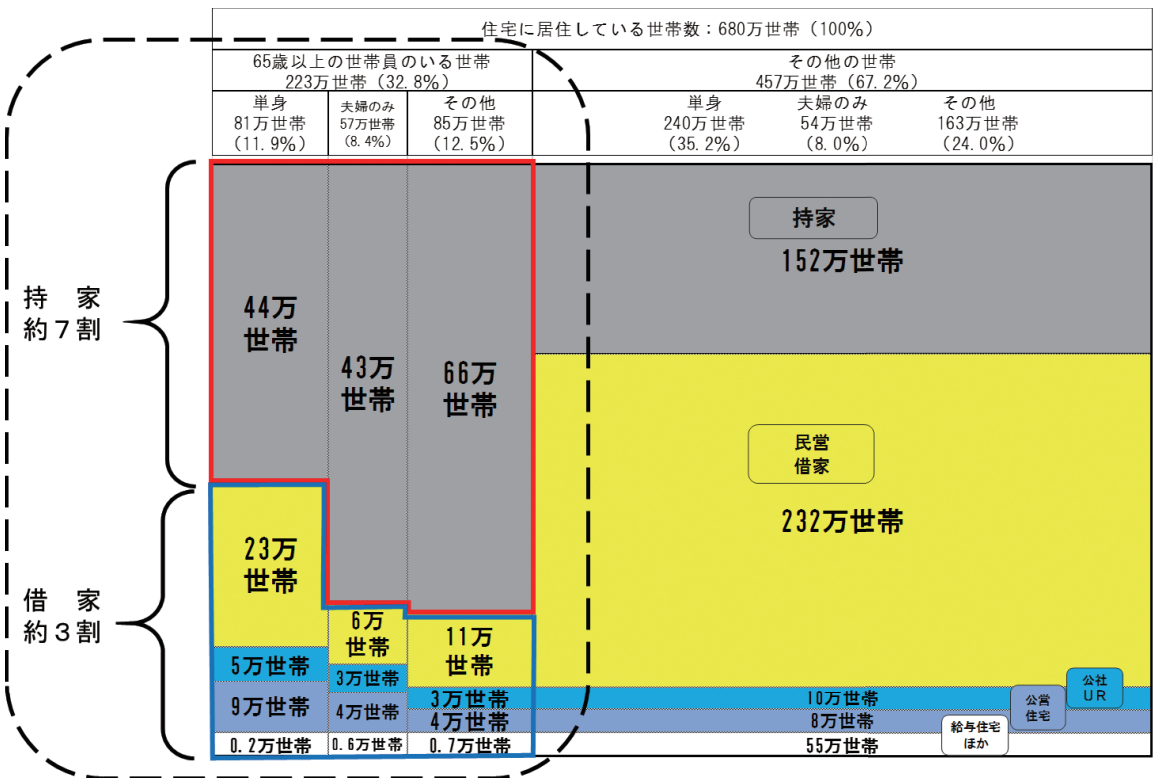
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（2022（令和4）年）

第4節 高齢者の住まい等の状況

(1) 高齢者の住まいの現状

- 2018（平成30）年の住宅・土地統計調査によると、都内において住宅に居住している約680万世帯のうち、65歳以上の世帯員のいる世帯（約223万世帯（32.8%））について見ると、持家は約7割、借家は約3割となっており、その他の世帯（持家は約3割、借家は約7割）に比べ持家の比率が高くなっています。
- また、上記の住宅以外に高齢者施設等¹の入所者は約11万3,000人（2018（平成30）年3月1日現在）となっています。

高齢者の住まいの現状

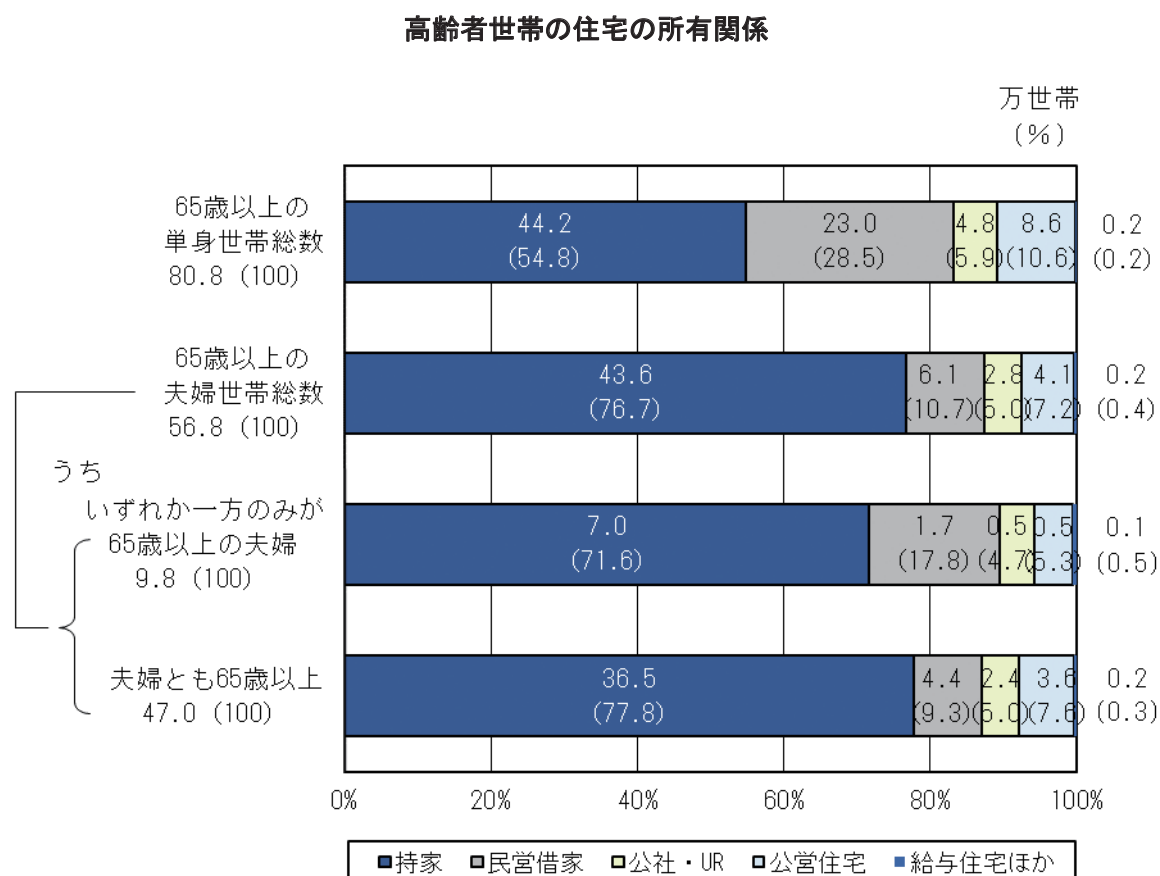


資料：総務省「住宅・土地統計調査」（2018（平成30）年）

¹ 高齢者施設等の整備状況については、P19 から P21 まで参照

(2) 高齢者世帯の住宅の所有関係

- 都内において住宅に居住している高齢者世帯のうち、65歳以上の夫婦世帯は76.7%が持家であるのに対し、65歳以上の単身世帯は54.8%が持家であり、単身世帯は、夫婦世帯よりも持家の比率が低くなっており、借家の比率が高くなっています。



(注) 65歳以上の夫婦世帯

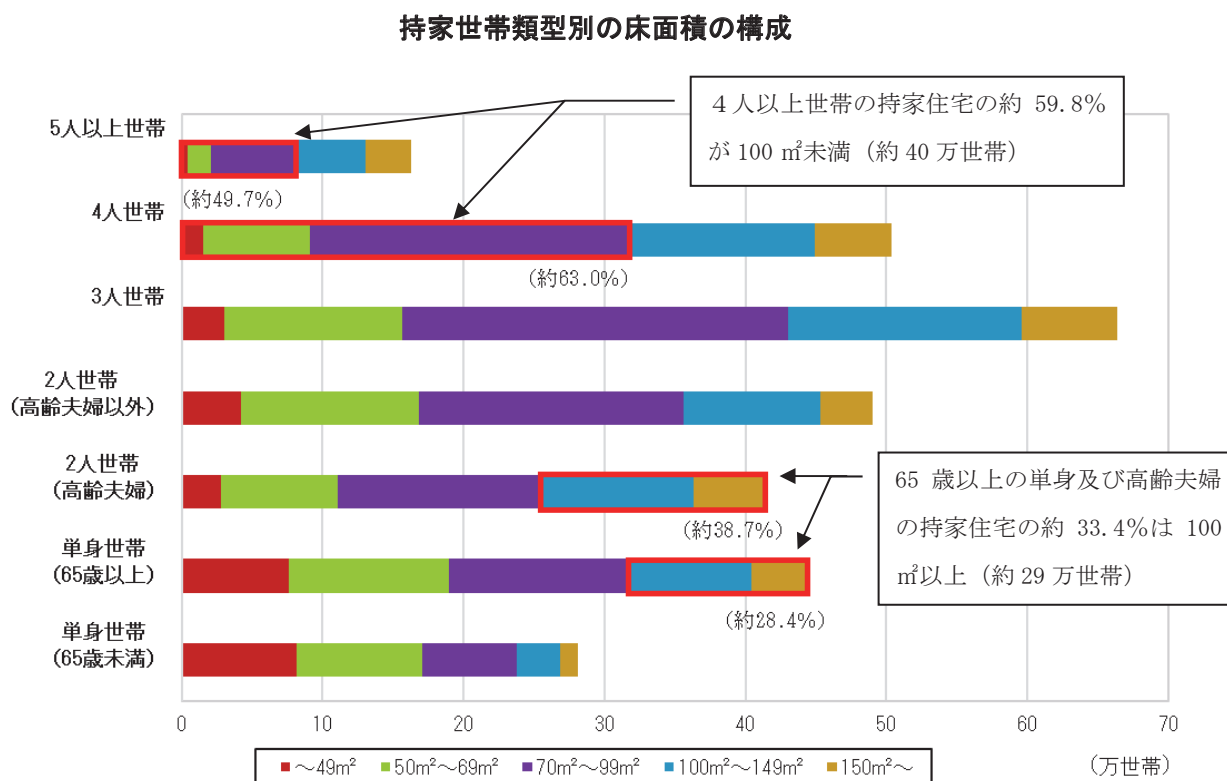
ア 夫又は妻のいずれか一方のみが65歳以上の夫婦のみの世帯

イ 夫及び妻のいずれも65歳以上の夫婦のみの世帯

資料：総務省「住宅・土地統計調査」(2018(平成30)年)

(3) 高齢者の居住している持家の面積

- 都内においては、65 歳以上の単身及び高齢夫婦の持家世帯の約 33.4%が 100 m²以上の住宅に住んでいます。一方で、持家世帯のうち4人以上世帯の約 59.8%が 100 m²未満の住宅に住んでいます。



(注) 高齢夫婦

夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

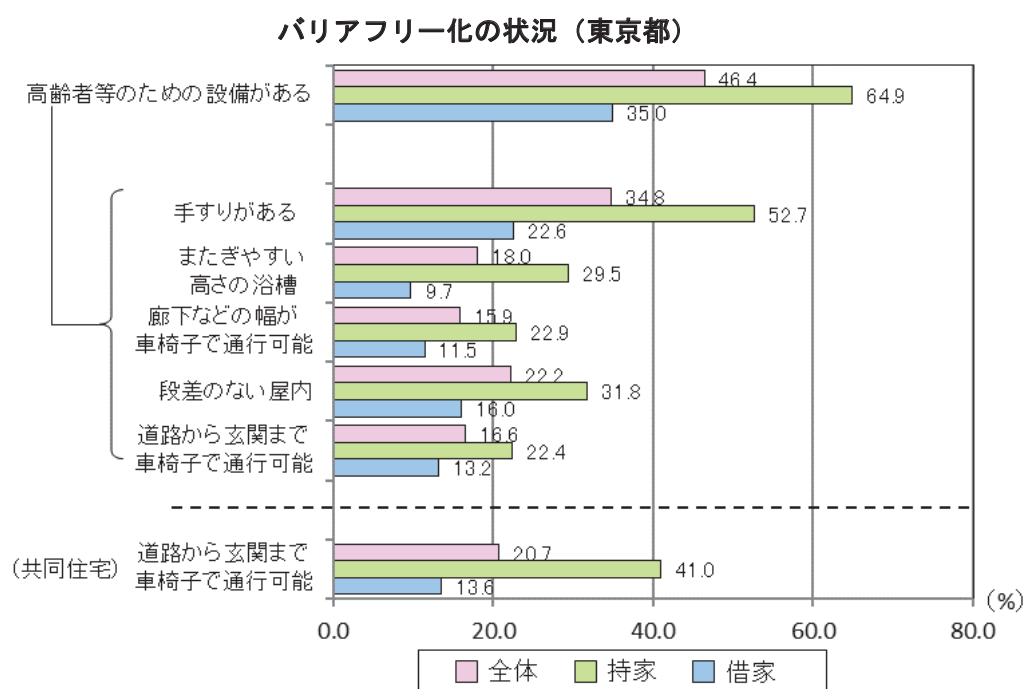
資料：総務省「住宅・土地統計調査」(2018 (平成 30) 年) (東京都特別集計 (概数集計))

(4) 住宅のバリアフリー化の状況

○ 都内の住宅で、手すりがあるなど高齢者等のための設備がある住宅の割合は、住宅全体の46.4%となっています。

所有形態別に比較すると、持家は64.9%に高齢者等のための設備があるのに対し、借家は35.0%にとどまっており、借家における高齢者等のための設備の普及割合は持家に比べて低くなっています。

また、共同住宅の共用部分のバリアフリー化率は20.7%にとどまっています。

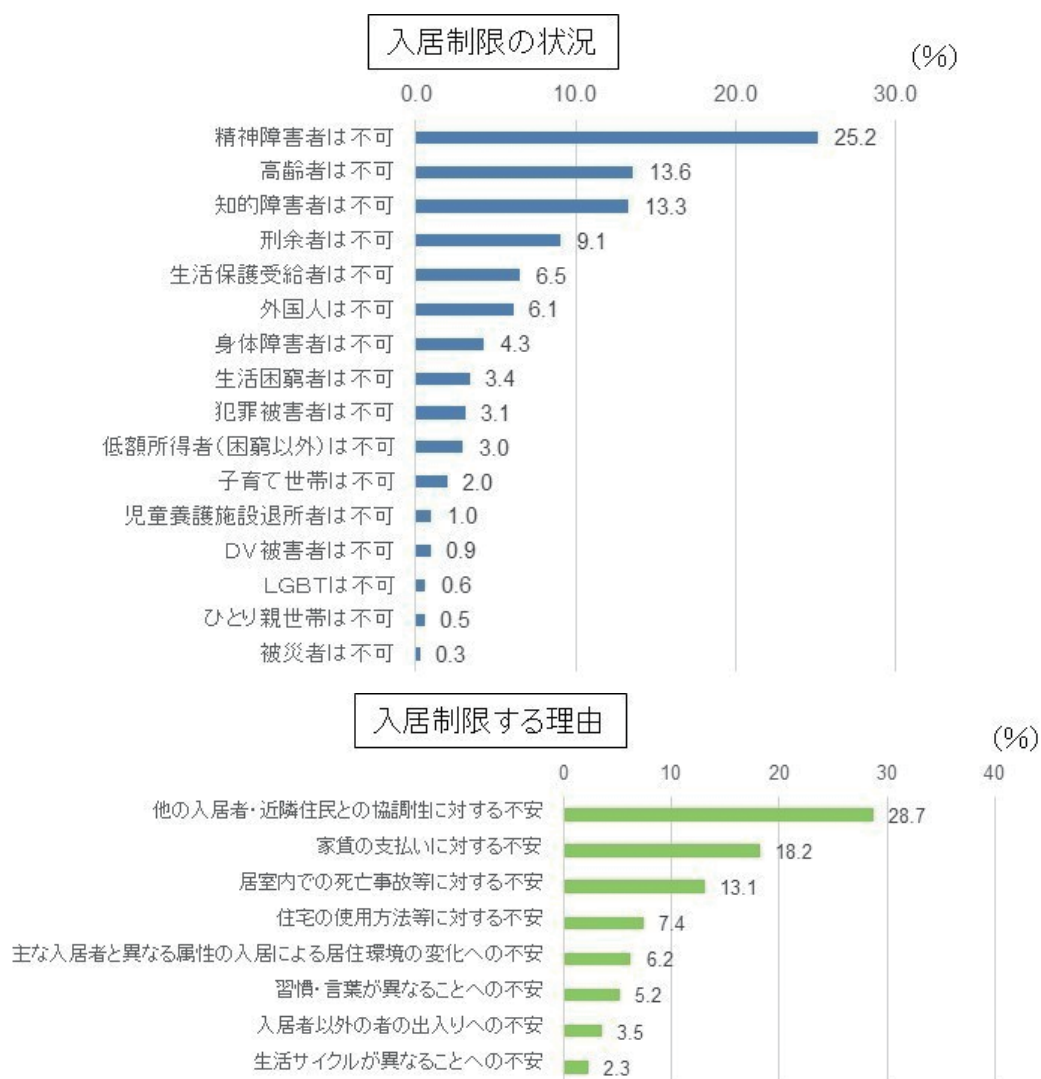


資料：総務省「住宅・土地統計調査」（2018（平成30）年）

(5) 民間賃貸住宅における入居制限の状況

- 国土交通省の調査によると、民間賃貸住宅において入居制限を行っている家主がいる実態が報告されています。
- 入居制限を行っている家主のうち 13.6%が高齢者は不可とする入居制限を行っています。
- また、入居制限の理由を見ると、「他の入居者等との協調性に対する不安」、「家賃の支払いに対する不安」などが高い割合となっています。

民間賃貸住宅の入居制限の状況（全国）

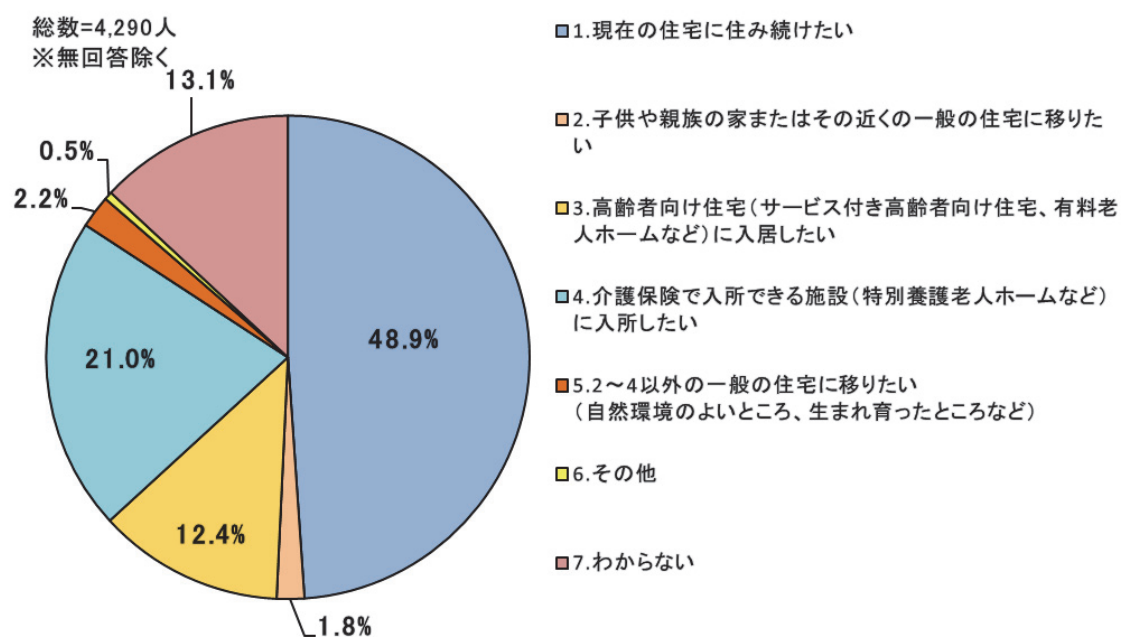


資料：国土交通省「家賃債務保証業者の登録制度等に関する実態調査報告書」（2021（令和3）年度）

(6) 希望する高齢期の住まい

- 都内の65歳以上の在宅高齢者に対して、希望する高齢期の住まいについて聞いたところ、「現在の住宅に住み続けたい」人の割合が最も高く、48.9%となっています。

希望する高齢期の住まい（介護が必要になったとき）〔東京都〕



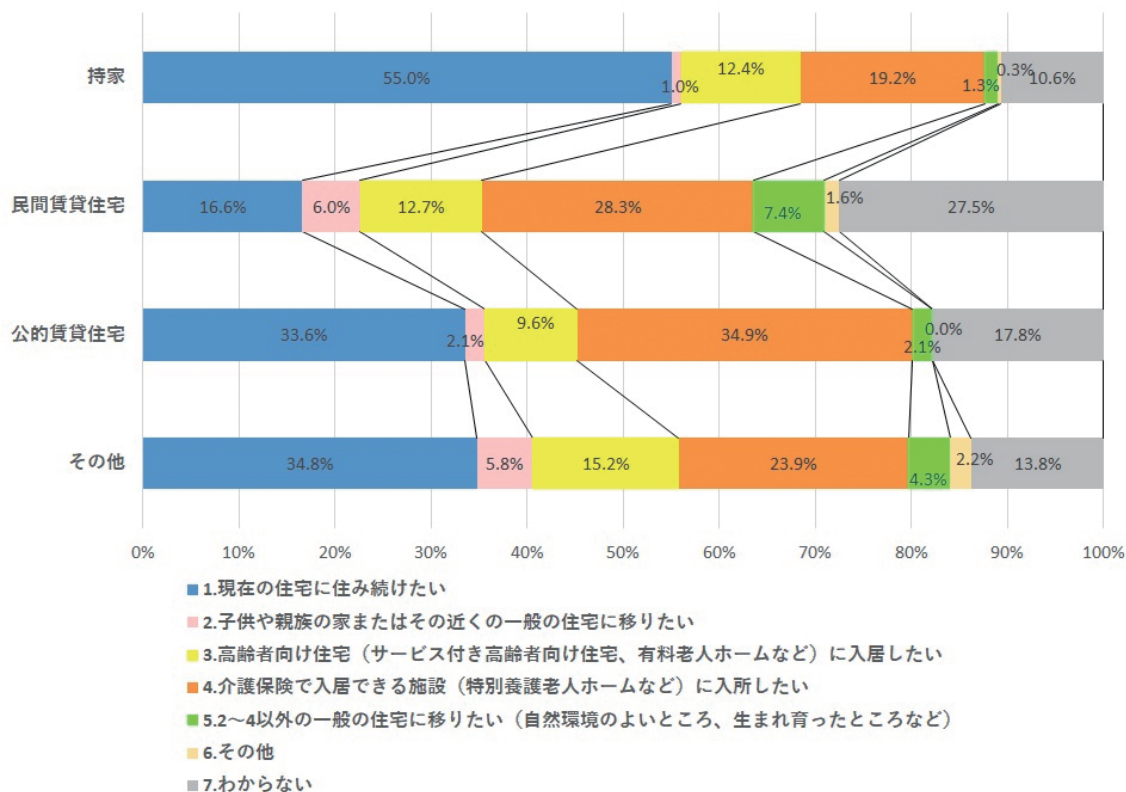
(注) 四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

資料：東京都福祉保健局 令和2年度東京都福祉保健基礎調査「高齢者の生活実態」

○ 希望する高齢期の住まい（介護が必要になったとき）を住宅の種類別にみると、持家に住んでいる人では、「現在の住宅に住み続けたい」の割合が55.0%で、民間賃貸住宅に住んでいる人では16.6%となっています。

また、「高齢者向け住宅に入居したい」の割合は、持家に住んでいる人では12.4%、民間賃貸住宅に住んでいる人では12.7%となっています。

希望する高齢期の住まい（介護が必要になったとき・住居形態別）[東京都]



（注）四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

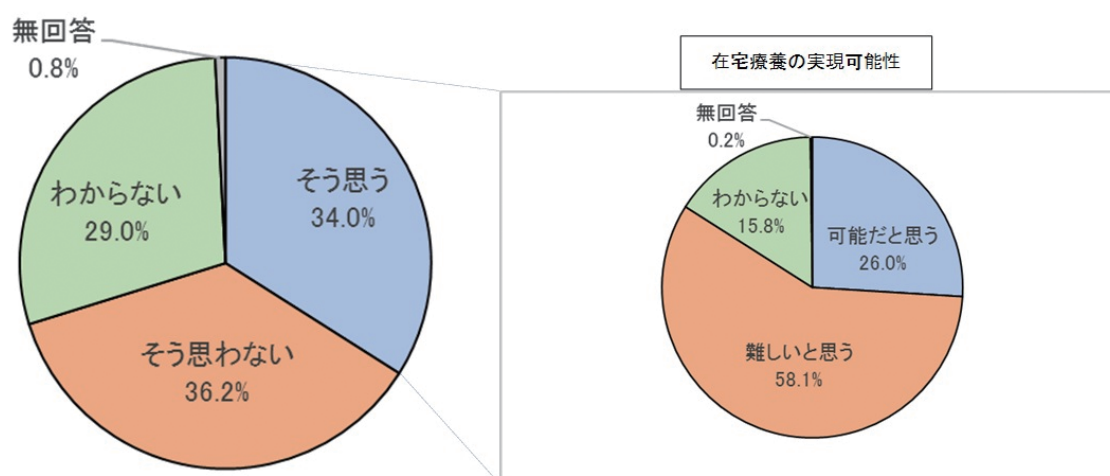
資料：東京都福祉保健局 令和2年度東京都福祉保健基礎調査「高齢者の生活実態」

(7) 在宅療養の希望の有無について

○ 2022（令和4）年度の東京都政策企画局による「保健医療に関する世論調査」では、都民の34.0%が長期の療養が必要になった場合、自宅で療養を続けたいと思っています。しかし、そのうち58.1%が「実現は難しいと思う」という回答でした。

○ その理由としては、「家族に負担を掛けるから」、「急に病状が変わったときの対応が不安だから」等が挙げられています。

在宅療養の希望の有無



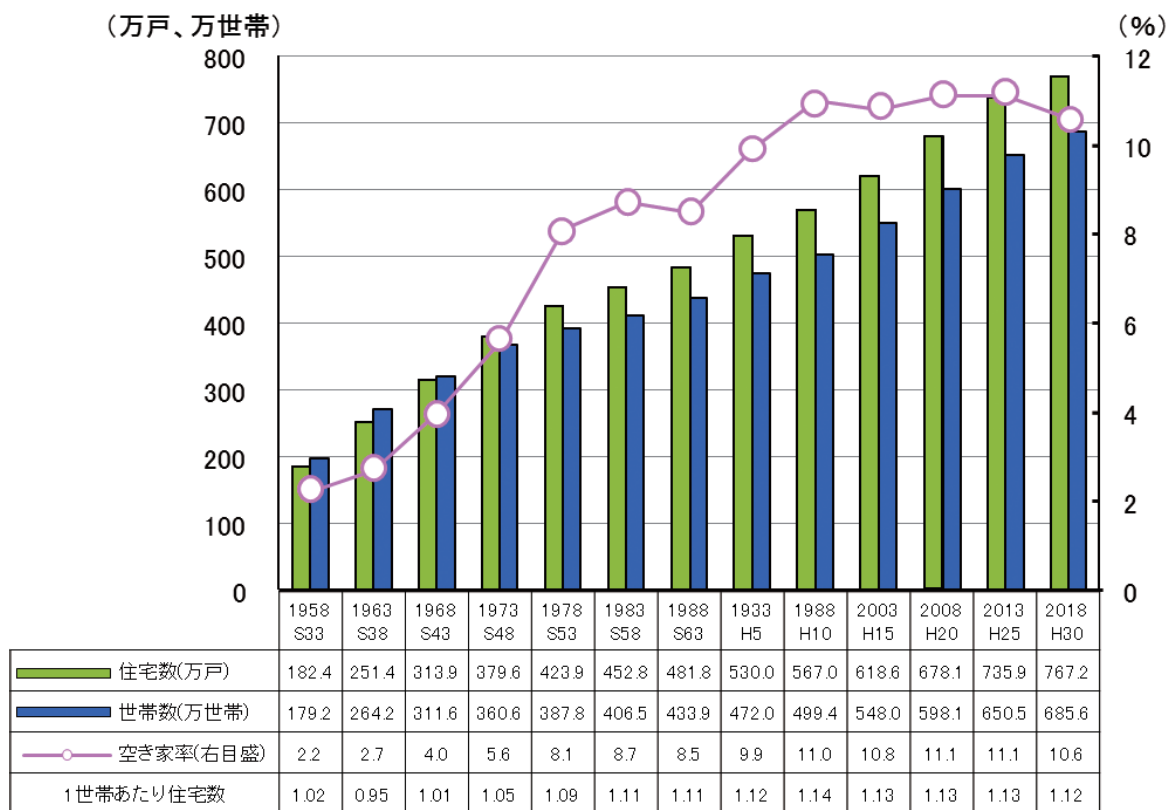
資料：東京都政策企画局「保健医療に関する世論調査」（2023（令和5）年2月）

(8) 都内の住宅数、世帯数及び空き家率の推移

○ 2018（平成 30）年における都内の住宅ストックは約 767 万戸¹であり、総世帯数約 686 万世帯に対し約 1.12 倍と、住宅数が世帯数を約 81 万戸上回っています。

また、空き家についてみると、2018（平成 30）年の都内の空き家総数は約 81 万戸²となっています。空き家率は、1958（昭和 33）年以降上昇してきましたが、1998（平成 10）年の 11.0%以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

住宅ストック数、世帯数、空き家率の推移（東京都）



資料：総務省「住宅統計調査」及び「住宅・土地統計調査」

¹ ここでいう住宅ストックとは住宅総数であり、居住世帯のある住宅総数は約 680.6 万戸

² 空き家数は、住宅総数（約 767.2 万戸）から居住世帯のある住宅数（約 680.6 万戸）を除いた居住世帯のいない住宅数（約 86.6 万戸）から、昼間だけ使用しているなどの一時現住者のみの住宅数（約 4.7 万戸）及び建築中の住宅数（約 0.9 万戸）を除いた戸数

(9) 高齢者向け住宅の整備状況

都内の高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅等及びシルバーピア）の整備状況は以下のとおりです。

- 本プランにおける「サービス付き高齢者向け住宅等」とは、サービス付き高齢者向け住宅、東京都高齢者向け優良賃貸住宅¹及び独立行政法人都市再生機構が管理する高齢者向けの優良な賃貸住宅等²を指します。

- ・ サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録³を受けた住宅で、バリアフリー構造等を有し、職員が日中常駐するとともに、生活相談サービス、安否確認サービス、都の独自基準⁴である緊急時対応サービス等が提供される住宅です。

2024（令和6）年3月1日現在の登録状況は18,175戸です。

- ・ 東京都高齢者向け優良賃貸住宅及び独立行政法人都市再生機構が管理する高齢者向けの優良な賃貸住宅等とは、バリアフリー化され、緊急時対応サービス等の利用が可能な住宅です。

東京都高齢者向け優良賃貸住宅の整備状況は、2024（令和6）年3月1日現在で1,113戸、独立行政法人都市再生機構が管理する高齢者向けの優良な賃貸住宅等の整備状況は、2023（令和5）年3月31日現在で5,280戸⁵です。

- シルバーピアとは、バリアフリー化され、緊急時対応サービス及び安否確認システムなどが整備された公的賃貸住宅（都営住宅、区市町村営住宅等）です。

2024（令和6）年3月1日現在の整備状況は10,138戸⁶です。

¹ 東京都高齢者向け優良賃貸住宅：地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付国住備第160号）に基づく地域優良賃貸住宅の供給計画について認定を受けた、サービス付き高齢者向け住宅以外の住宅で、高齢者世帯が入居し、都が定める一定のバリアフリー構造等を有し、緊急時対応サービス及び安否確認サービスの利用可能な賃貸住宅をいう。

² 高齢者向けの優良な賃貸住宅等：バリアフリー化された住宅として、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、国の補助等を受けて整備された住宅等。収入に応じて家賃減額を受けられる住宅もある。都内の住宅は、独立行政法人都市再生機構が管理している。

³ サービス付き高齢者向け住宅の登録は、都知事が指定した登録機関である公益財団法人東京都福祉保健財団及び八王子市で実施している。

⁴ 都の独自基準については、P41 サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化を参照

⁵ 東京都高齢者向け優良賃貸住宅（民間事業者等）8戸を含む。

⁶ シルバーピアのうち、区市町村営住宅は、令和4年度末の戸数。

<高齢者向け住宅の整備状況¹>

サービス付き高齢者向け住宅等		24,560 戸 ²
	サービス付き高齢者向け住宅	18,175 戸
	東京都高齢者向け優良賃貸住宅（民間事業者等）	1,113 戸 ³
	高齢者向けの優良な賃貸住宅等（都市再生機構）	5,280 戸 ⁴

シルバーピア		10,138 戸 ⁵
	都営住宅	4,313 戸
	区市町村住宅	5,590 戸 ⁴
	都市再生機構	235 戸

2024（令和6）年3月1日現在

¹ ここでは、「サービス付き高齢者向け住宅」については登録戸数、「東京都高齢者向け優良賃貸住宅（民間事業者等）」、「高齢者向けの優良な賃貸住宅（都市再生機構）」及び「シルバーピア」については管理戸数としている。

² サービス付き高齢者向け住宅等のうち、高齢者向けの優良な賃貸住宅等（都市再生機構）は、令和4年度末の戸数。

³ 「東京都高齢者向け優良賃貸住宅（民間事業者等）」には、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、独立行政法人都市再生機構が地方公共団体の要請に基づいて整備及び管理を行う「高齢者向けの優良な賃貸住宅（都市再生機構）」8戸を含むため、「サービス付き高齢者向け住宅等」の内訳の合計が総数と一致しない。

⁴ 令和4年度末の戸数。

⁵ シルバーピアのうち、区市町村住宅は、令和4年度末の戸数。

(10) 老人ホーム¹の整備状況

都内の老人ホームの整備状況は、以下のとおりです。

- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、常時介護を必要とし、在宅生活が困難な要介護者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設です。

2024（令和6）年3月1日現在で583施設あり、定員総数は53,435人です。

- 軽費老人ホームは、低額な料金で、身体機能低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による支援を受けることが困難な高齢者等に、食事の提供その他、日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設です。軽費老人ホームは、2008（平成20）年に、ケアハウスに一元化されましたが、2010（平成22）年度に、居住費の高い都市部において、居室面積基準や職員配置基準の特例を設けて利用料を低廉化した都市型軽費老人ホームが創設されました。

2024（令和6）年3月1日現在で143施設あり、定員総数は4,284人です。

- 養護老人ホームは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済上の理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入居させ、養護することを目的とする施設です。

2024（令和6）年3月1日現在で32施設あり、定員総数は3,291人です。

- 有料老人ホームは、老人を入居させ、入浴・排せつの世話、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかを提供する施設です。介護サービスの提供方法によって、介護付（ケア付）有料老人ホーム²、住宅型有料老人ホーム³、健康型有料老人ホーム⁴の3類型に分類されます。

2024（令和6）年3月1日現在で1,092施設あり、定員総数は67,239人です。

¹ 老人ホーム：本プランにおける「老人ホーム」は、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム及び認知症高齢者グループホームとする。

² 介護付有料老人ホーム：介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けており、介護サービスは施設が直接提供する。

³ 住宅型有料老人ホーム：介護が必要になった場合には、訪問介護等の外部の在宅サービスを利用する。

⁴ 健康型有料老人ホーム：介護が必要になった場合には、退去する。

- なお、サービス付き高齢者向け住宅で、食事の提供などのサービスを行う場合は、有料老人ホームに該当しますが、サービス付き高齢者向け住宅の登録を行った場合には、有料老人ホームの届出義務が免除されています。
- 認知症高齢者グループホームは、要介護者であって認知症であるもの¹について、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。
2024（令和6）年3月1日現在で720施設あり、定員総数は12,625人です。

＜老人ホームの定員＞

施設種別		定員（人）
特別養護老人ホーム		53,435
軽費老人ホーム		4,284
	うち、都市型軽費老人ホーム	1,602
養護老人ホーム		3,291
有料老人ホーム		67,239
認知症高齢者グループホーム		12,625
計		142,476

2024（令和6）年3月1日現在

¹ 要介護者であって認知症であるもの：要支援2であって認知症であるものを含む。

その他の介護保険施設

【介護老人保健施設】

急性期の治療後、在宅生活への復帰を目指す要介護者に対し、施設サービス計画に基づき看護、介護、医療、日常生活上の世話をを行う施設です。

2024（令和6）年3月1日現在の定員数：21,984人

【介護医療院】

長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、介護、機能訓練、医療、日常生活上の世話をを行う施設です。

2024（令和6）年3月1日現在の定員数：2,402人